

44.06

同一出願人により異なった日に出願された二以上の意匠登録出願についての
意匠法第9条及び第10条第1項の適用について

<取扱いの原則>

- (1) 同人による類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録する。
- (2) 後の意匠登録出願については、その出願が基礎意匠の意匠登録出願の日（優先権主張の効果が認められる出願の場合は優先日）から10年を経過する日前までに出願されており、本意匠とその関連意匠、又は、基礎意匠（注1）と基礎意匠に係る関連意匠として出願され、その関係が成り立っている場合（注2）には、意9条2項の規定に関わらず協議の対象としない。

（注1） 本意匠のうち最初に選択されたもの、すなわち、「本意匠」であって他の意匠の関連意匠でないものを「基礎意匠」という。

（注2） 関連意匠は、本意匠として選択した意匠に類似するものでなければならない。

【凡例】 以下の説明において、各図は下記の意味を表すものとして使用する。



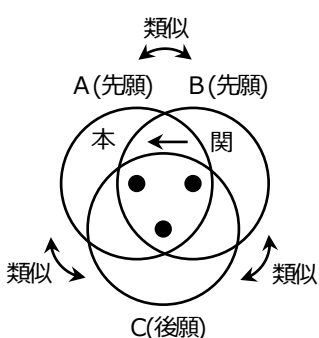
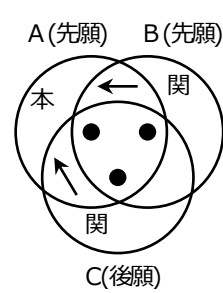
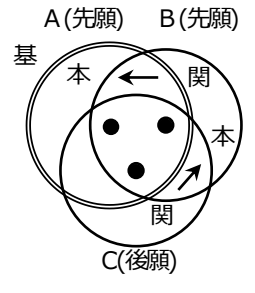
1. 異日に出願された類似しない2つの意匠（本意匠－関連意匠関係）

	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bの関連意匠が本意匠に類似しない場合は、意10条1項の拒絶の理由を通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・Bについて、本意匠の表示の欄を削除する補正が行われたときは登録する。
--	--

2. 異日に出願された類似する2つの意匠（本意匠－関連意匠関係なし）

	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされていない場合、後願Bには「待ち通知」を行う。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに対して、意9条1項の拒絶理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） <ul style="list-style-type: none"> ・後願Bについて、先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。
--	---

3. 異日に出願された相互に類似する3つの意匠（本意匠－関連意匠関係）

 <p>A(先願) B(先願)</p> <p>C(後願)</p>  <p>A(先願) B(先願)</p> <p>C(後願)</p>  <p>A(先願) B(先願)</p> <p>C(後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 後願Cには「待ち通知」を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して、両先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠又は意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） 後願Cについて、先願Aを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。 後願Cについて、先願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。 なお、後願Cが出願当初より、左記のように先願A又は先願Bを本意匠としている場合、他方の先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知することなく、後願Cを登録する。
--	---

4 - 1. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠(本意匠—関連意匠関係なし(1))

	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 <p>・先願A及び先願Bの設定登録がなされた場合に、後願Cに対して両先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。(この際、「なお、この意匠登録出願を上記登録意匠のいずれかを本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、他方の登録意匠に対しては意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません」との旨の「なお書き」を記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後願Cがいずれかの先願の意匠を本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、他方の先願に係る拒絶の理由により拒絶する。
--	--

4 - 2. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠－関連意匠関係(1)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 <p>・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、先願Cの意匠は先願Bの意匠と類似するため意9条1項の規定に該当し、登録を受けることができないため、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を、上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、本願意匠は意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠にも類似し、両先願意匠について同時に意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後願Cが先願Bを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、先願Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を新たに通知する。
--	--

4 - 3. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠－関連意匠関係(2)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 <p>・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して、両先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。</p> <p>（この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後願Cについて、先願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。
--	---

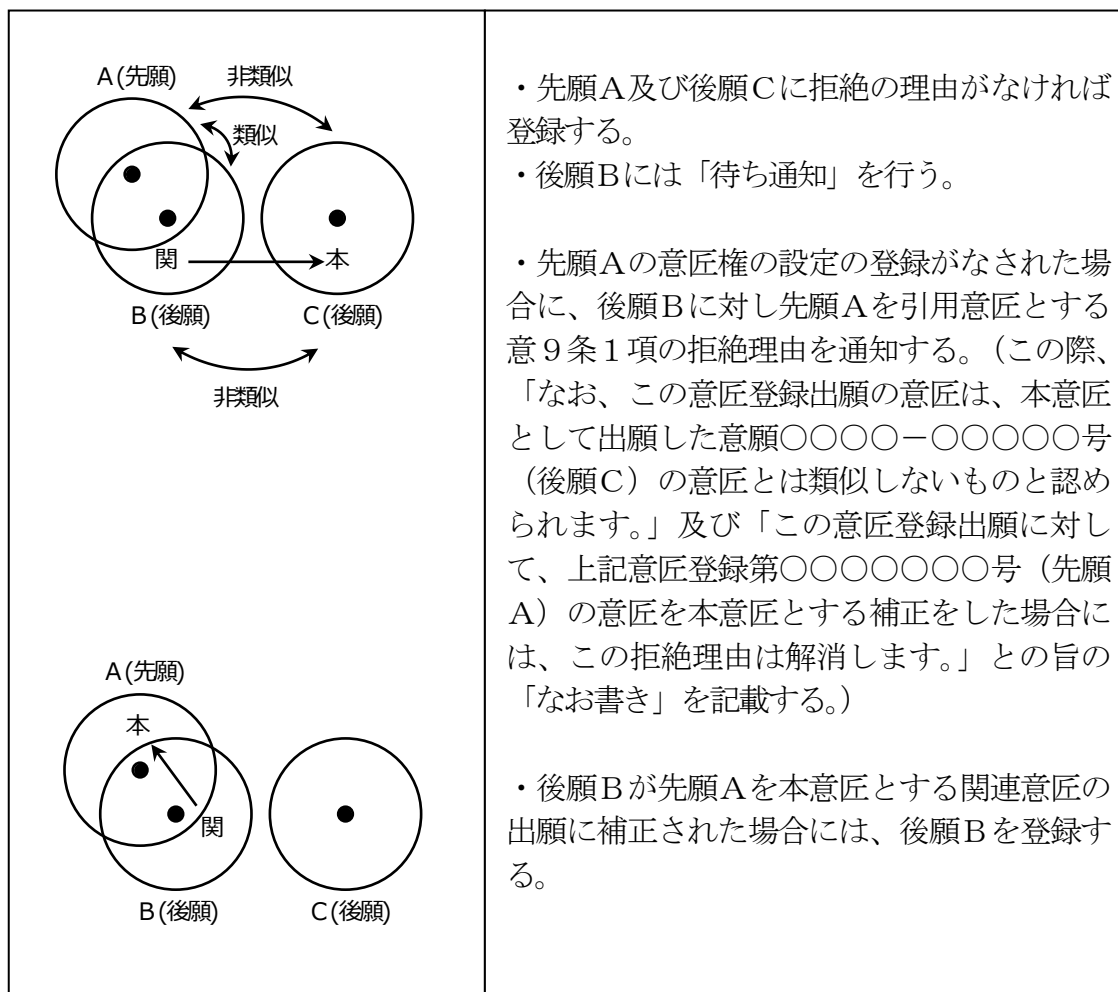
4 - 4. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠－関連意匠関係(3)）

<p>The top diagram shows three overlapping circles representing designs A (先願), B (先願), and C (後願). A and B overlap, and C overlaps with both. Arrows indicate relationships: A to B (類似), A to C (非類似), and B to C (類似). The bottom diagram shows three overlapping circles representing designs A (先願), B (先願), and C (後願). A and B overlap, and C overlaps with both. Arrows indicate relationships: A to B (類似), A to C (非類似), and B to C (類似).</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 <p>・先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠とは類似していないものと認められます。また、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後願Cについて、先願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。
---	--

4 - 5. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠－関連意匠関係(4)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・先々願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 <p>・先々願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して、先願意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後願Cについて、先願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。

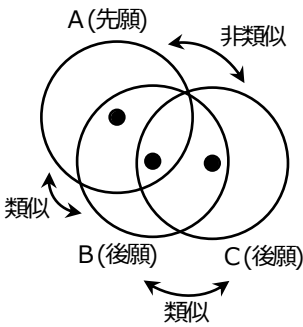
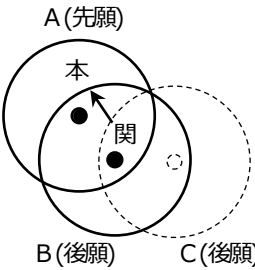
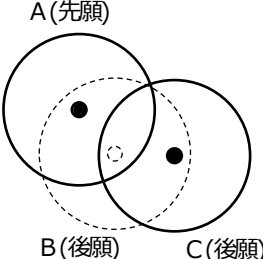
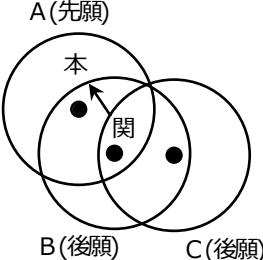
4 - 6. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠－関連意匠関係(5)）



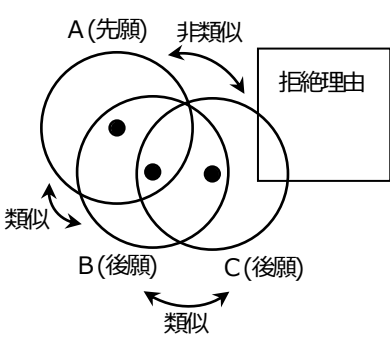
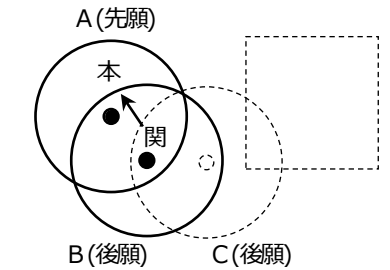
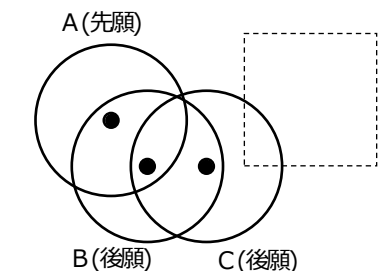
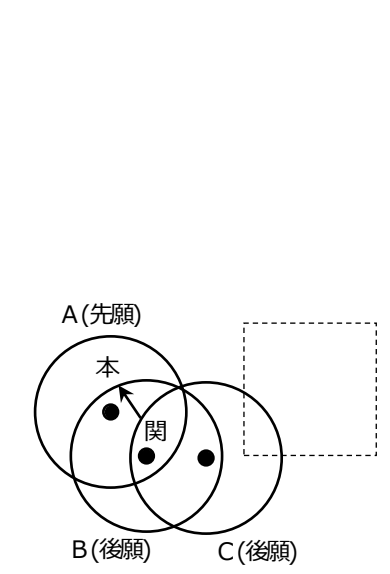
4 - 7. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠－関連意匠関係(6)）

<p>A(先願) 本 関 非類似 類似 B(後願) C(後願) 類似</p> <p>A(先願) 基 本 関 本 関 B(後願) C(後願)</p> <p>A(先願) 本 関 B(後願) C(後願)</p> <p>A(先願) 本 関 B(後願) C(後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bと後願Cの間に協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願○○○-○○○○○○○号（意匠登録第○○○○○○○○号）（先願A）の意匠と類似しているものと認められます。よって、本願（後願B）を、意願○○○○○-○○○○○○○号（後願C）を本意匠とする関連意匠に補正された場合は、意願○○○○○-○○○○○○○号（意匠登録第○○○○○○○○号）（先願A）を引用意匠とする意匠法第9条第1項の拒絶理由に該当することとなりますのでご注意ください。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cについて、後願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。 ・後願Cが取り下げられた場合は、意匠Bを登録する。 ・後願Bが取り下げられた場合は、意匠Cを登録する。
---	---

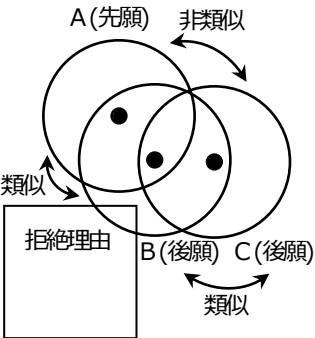
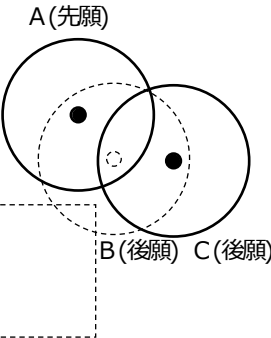
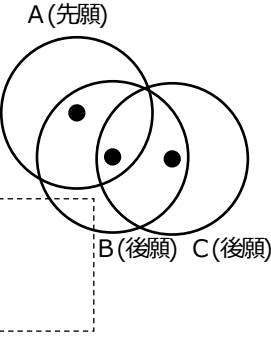
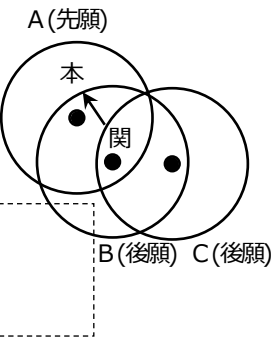
4 - 8. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠－関連意匠関係なし(2)）

   	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願B及び後願Cには「待ち通知」を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに先願Aを意9条1項の拒絶の理由として通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号（後願C）の意匠）とも類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cには、同日に出願された意匠Bのみと類似する旨を記載した「待ち通知」を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・後願Cが取り下げられ、後願Bが意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ・後願Bが取り下げられた場合には、後願Cを登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ・後願Bについて、意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願B及び後願Cに協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号）（先願A）の意匠と類似しているものと認められます。」との旨の「なお書き」を記載する。） （以降は、4－7. 参照）
--	--

4 - 9. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（1つに拒絶の理由がある場合）
 (1)

 <p>A(先願) 非類似 拒絶理由 類似 B(後願) C(後願) 類似</p>  <p>A(先願) 本 関 B(後願) C(後願)</p>  <p>A(先願) B(後願) C(後願)</p>  <p>A(先願) 本 関 B(後願) C(後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 後願Bには「待ち通知」を行う。 後願Cには、拒絶の理由を通知する。 <p>・先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Cの拒絶査定が確定した場合に、後願Bに先願Aを意9条1項の拒絶の理由として通知する。</p> <p>・後願Bについて、先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。</p> <p>・先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Cの拒絶理由が解消した場合は、後願Bに対し先願Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、後願Bには「この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇号（先願C）の意匠）に類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。）</p> <p>・後願Cには、同日に出願された後願Bと類似する旨を記載した「待ち通知」を行う。</p> <p>・後願Bが先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bと後願Cに協議を指令する。</p> <p style="text-align: right;">（以降は、4－7. 参照）</p>
---	--

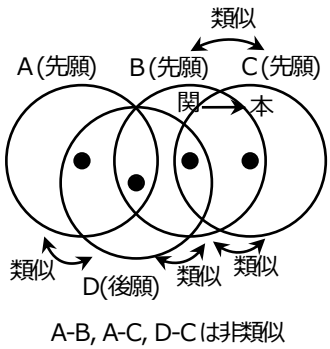
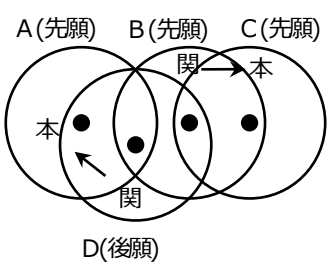
4 - 10. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（1つに拒絶の理由がある場合
 (2)）

 <p>A (先願) 非類似</p> <p>類似</p> <p>拒絶理由</p> <p>B (後願) C (後願)</p> <p>類似</p>  <p>A (先願)</p> <p>B (後願) C (後願)</p>  <p>A (先願)</p> <p>B (後願) C (後願)</p>  <p>A (先願)</p> <p>本</p> <p>関</p> <p>B (後願) C (後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 後願Bには、拒絶の理由を通知する。 後願Cには、「待ち通知」を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Bの拒絶査定が確定した場合に、後願Cを登録する。 <ul style="list-style-type: none"> 先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Bの拒絶理由が解消した場合は、後願Bに対し先願Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、後願Bには「この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇号（先願C）の意匠）に類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。） 後願Cには、同日に出願された後願Bと類似する旨を記載した「待ち通知」を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 後願Bが先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bと後願Cに協議を指令する。 <p style="text-align: right;">（以降は、4－7．参照）</p>
---	--

4 - 1 1. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠－関連意匠関係(7)）

<p>A(先願) 本</p> <p>関</p> <p>B(後願) C(後願)</p> <p>非類似</p> <p>類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bと後願Cの間に協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願○○○○○-○○○○○○○号（意匠登録第○○○○○○○○号）（先願A）の意匠とは類似していないものと認められます。」との旨の「なお書き」を記載する。）
<p>A(先願)</p> <p>関</p> <p>本</p> <p>B(後願) C(後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後願Bが意匠Cを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合、又は、後願Bの本意匠の表示の欄を削除する補正をし、後願Cについて後願Bを本意匠とする関連意匠の出願にする補正が行われた場合には、後願B及び後願Cを登録する。
<p>A(先願)</p> <p>本</p> <p>関</p> <p>B(後願) C(後願)</p>	

5-1. 異日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係(1)）

 <p>A-B, A-C, D-Cは非類似</p>  <p>D(後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 先願A、先願B及び先願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 後願Dには「待ち通知」を行う。 <p>・先願A、先願Bの設定登録がなされた場合に、後願Dに対して意匠A及び意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願を上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、本願の意匠は上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠とも類似し、意匠法第9条第1項の拒絶の理由を解消できないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 後願Dが先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、意匠Bを引用意匠とした意9条1項の拒絶理由により拒絶する。
---	--

5-2. 異日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係(2)）

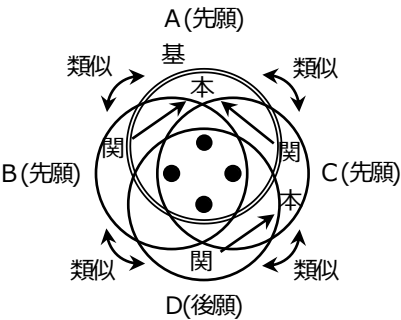
<p>類似 A(先願) B(先願)</p> <p>本 関 類似</p> <p>類似</p> <p>C(後願) D(後願)</p> <p>類似</p> <p>B-Cは類似、A-Dは非類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願C及び後願Dには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して、先願A及び先願Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠又は意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Dに対しては、意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。）
--	---

<p>A(先願) B(先願) 基 本 ← 関 ← 関 本 ← 関 C(後願) D(後願)</p>	<p>後願Cについて先願Aを本意匠とする関連意匠に補正し、後願Dについて後願Cを本意匠とする関連意匠に補正した場合、 後願Cについて先願Aを本意匠とする関連意匠に補正し、後願Dについて先願Bを本意匠とする関連意匠に補正した場合、 後願Cについて先願Bを本意匠とする関連意匠に補正し、後願Dについて後願Cを本意匠とする関連意匠に補正した場合、 後願Cについて先願Bを本意匠とする関連意匠に補正し、後願Dについて先願Bを本意匠とする関連意匠に補正した場合、 後願Cについて後願Dを本意匠とする関連意匠に補正し、後願Dについて先願Bを本意匠とする関連意匠に補正した場合、 いずれの場合も、後願C及び後願Dを登録する。</p> <p>・なお、後願C及び後願Dが出願当初より、左記のように本意匠を指定している場合、いずれの場合も、後願C又は後願Dに、先願の意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由の通知又は後願Cと後願Dとの間の協議の指令をすることなく、後願C及び後願Dを登録する。</p>
<p>A(先願) B(先願) 基 本 ← 関 ← 関 本 ← 関 C(後願) D(後願)</p>	
<p>A(先願) B(先願) 基 本 ← 関 ← 関 本 ← 関 C(後願) D(後願)</p>	
<p>A(先願) B(先願) 基 本 ← 関 ← 関 本 ← 関 C(後願) D(後願)</p>	
<p>A(先願) B(先願) 基 本 ← 関 ← 関 本 ← 関 C(後願) D(後願)</p>	

5-3. 異日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠—関連意匠関係(3)）

<p style="text-align: center;">A(先願) 本 B(先願) 関 C(先願) 類似 類似 関 関 類似 類似 D(後願) B-C, A-Dは非類似</p> <p style="text-align: center;">A(先願) 基 本 B(先願) 関 C(先願) 関 関 関 D(後願)</p> <p style="text-align: center;">A(先願) 基 本 B(先願) 関 C(先願) 関 関 関 本 D(後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A、先願B及び先願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Dには「待ち通知」を行う。 <p>・先願B及び先願Cの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Dに対して、先願B及び先願Cの意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。</p> <p>（この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠又は意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願C）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後願Dについて、先願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合も、先願Cを本意匠とする関連意匠に補正された場合も、いずれの場合も登録する。 <p>（本願意匠と類似するとされた先願の意匠同士が類似していない場合であっても、それら先願の意匠が一つの基礎意匠に係る関連意匠のグループであれば、本願は意匠登録を受けることができる。）</p>
---	---

6. 異日に出願された類似する4つの意匠（本意匠－関連意匠関係あり）

 <p>A(先願) B(先願) C(先願) D(後願)</p> <p>A, B, C, Dはいずれも相互に類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> 先願A、先願B、先願C及び後願Dを登録する。 <p>（後願Dは、先願Cを本意匠とする関連意匠出願であるが、基礎意匠である先願Aや、その他の関連意匠である先願B及び先願Cとも類似している。</p> <p>このような場合であっても、後願Dが本意匠として指定した先願Cと類似しているときは、後願Dについて、先願Aや先願Bとの類否判断を行うことなく、先願Cを本意匠とする関連意匠の登録を行う。）</p>
--	---

<参考>異日に出願された類似又は非類似の複数の意匠（意匠権の消滅あり）

